

学校法人真宗大谷学園寄附行為

〈1951年2月26日認可〉

〈1951年3月14日登記〉

- 変更**
- ① 1952年 7月14日認可
 - ② 1958年 8月28日認可
 - ③ 1966年 1月25日認可
 - ④ 1969年 2月27日認可
 - ⑤ 1970年 2月 9日認可
 - ⑥ 1972年 11月17日認可
 - ⑦ 1974年 2月27日認可
 - ⑧ 1982年 3月29日理事会議決
 - ⑨ 1982年 5月 4日認可
 - ⑩ 1991年 12月20日認可
 - ⑪ 1992年 12月21日認可
 - ⑫ 1995年 3月16日認可
 - ⑬ 1998年 12月22日認可
 - ⑭ 1999年 10月22日認可
 - ⑮ 2000年 2月 3日認可
 - ⑯ 2004年 3月 2日認可
 - ⑰ 2004年 5月24日理事会議決
 - ⑱ 2005年 8月23日認可
 - ⑲ 2006年 3月23日理事会議決
 - ⑳ 2007年 3月23日理事会議決
 - ㉑ 2008年 3月27日理事会議決
 - ㉒ 2008年 5月12日認可
 - ㉓ 2011年 5月16日理事会議決
 - ㉔ 2017年 3月22日理事会議決
 - ㉕ 2019年 5月21日理事会議決
 - ㉖ 2020年 2月27日認可
 - ㉗ 2020年 7月30日理事会議決
 - ㉘ 2021年 8月27日認可
 - ㉙ 2022年 5月24日理事会議決
 - ㉚ 2023年 3月24日理事会議決
 - ㉛ 2023年 10月20日理事会議決
 - ㉜ 2024年 3月25日理事会議決
 - ㉝ 2024年 5月16日理事会議決

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人真宗大谷学園という。
(事務所)

第2条 この法人は、その事務所(以下「事務所」という。)を京都市下京区烏丸通七条上る常葉町真宗大谷派宗務所内に置く。

(運営)

第3条 この法人の運営は、私立学校法その他の法令に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、真宗の精神に則り、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、真宗大谷派の設立に係る教育機関を継承して、これを経営し維持することを目的とする。

(設置する学校)

第5条 この法人は、前条に規定する目的を達成するために次に掲げる学校を設置する。

- (1) 大谷大学
 - 大学院(人文学研究科)
 - 文学部(真宗学科 仏教学科 哲学科 歴史学科 文学科 国際文化学科)
 - 社会学部(現代社会学科 コミュニティデザイン学科)
 - 教育学部(教育学科)
 - 国際学部(国際文化学科)
- (2) 九州大谷短期大学
 - 仏教学科 表現学科 幼児教育学科
- (3) 大谷高等学校
 - 全日制課程 普通科
- (4) 大谷中学校
- (5) 大谷幼稚園

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の定数の役員を置く。

- (1) 理事 14人以上18人以内(うち理事長1人、専務理事1人、常務理事3人以内、財務理事1人)
- (2) 監事 3人
(理事の選任)

第7条 理事は次の各号に掲げる者をこれに充てる。

- (1) 真宗大谷派宗務総長又は真宗大谷派宗務総長の指名した者
- (2) 大谷大学長 九州大谷短期大学長 大谷高等学校長
- (3) 真宗大谷派参務のうちから宗務総長の指名した者 2人
- (4) 真宗大谷派宗議会議長 真宗大谷派参議会議長
- (5) 評議員のうちから選任された者 4人以上6人以内
- (6) 真宗大谷派門徒のうちから理事会において選任した者 1人以上3人以内
- (7) 前各号の規定により選任された理事が、評議員会の意見を聞いて、その過半数の議決をもって選任したもの 1人
- 2 前項第1号から第6号までに規定する理事は、それぞれの職又は地位を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 監事は、この法人の理事、職員(学長、校長、園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、

(第二十一編) 学校法人真宗大谷学園寄附行為

(第二十一編) 学校法人真宗大谷学園寄附行為

評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であつて、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第9条 第7条第1項第5号、第6号及び第7号の規定によって選任された理事及び監事の任期は、3年とする。ただし、補充又は補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期終了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務(理事長、専務理事、常務理事又は財務理事にあつては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

第10条 この法人の理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長)

第12条 理事長は、第7条第1項第1号の理事をこれに充てる。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(専務理事、常務理事及び財務理事)

第13条 理事長は、理事会の同意を得て、理事のうちから専務理事、常務理事及び財務理事を命ずる。

2 専務理事は、理事長の命を受け、この法人の業務を掌理する。

3 常務理事は、専務理事を補佐し、この法人の業務を分掌する。

4 財務理事は、専務理事を補佐し、この法人の財務を掌理する。

5 専務理事、常務理事及び財務理事の任期は、3年とする。ただし、補充又は補欠の際の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

6 専務理事、常務理事及び財務理事は、再任されることができる。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代行)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、専務理事がその職務を代行する。

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。この通知は、各監事に対しても発するものとする。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 前項又は第18条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に

特別の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 1 3 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 1 4 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議事に関する事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 1 5 前項の議事録には、議長及び出席理事のうちから互選された理事2人が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 1 6 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(業務の決定の委任)

第17条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(監事の職務)

第18条 監事の職務は、次のとおりとする。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために、必要があるとき、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(重要事項の議決)

第19条 次に掲げる事項については、理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。

- (1) 予算、決算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受に関する事項
- (2) 合併
- (3) 私立学校法第50条第1項第3号に掲げる事由による解散
- (4) 残余財産の処分に関する事項
- (5) その他重要な事項

第4章 評議員及び評議員会

(評議員)

第20条 評議員会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 大谷大学長
- (2) 九州大谷短期大学長
- (3) 大谷高等学校長
- (4) 大谷大学教職員のうちから選任された者 10人
- (5) 九州大谷短期大学教職員のうちから選任された者 1人
- (6) 大谷高等学校、大谷中学校の教職員のうちから選任された者 5人
- (7) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者 6人
- (8) この法人に関係ある学識経験者 9人
- (9) この法人の設置する学校に在学する学生生徒の保証人 3人

- 2 前項第1号から第6号まで及び第9号に規定する評議員は、それぞれの職又は地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の選任)

第21条 前条第1項第7号、第8号及び第9号に規定する評議員は、理事会において選任する。

(評議員の任期)

第22条 評議員（第20条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する者を除く。この条中以下同じ。）の任期は、3年とする。ただし補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。
(評議員会)

第23条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、37人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、会議のつど出席評議員の互選によって定める。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
 - 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
 - 13 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議事に関する事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
 - 14 前項の議事録には、議長及び出席評議員のうちから互選された評議員2人が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
(議決を要する事項)

第24条 この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、次に掲げる事項は、評議員会の議決を要する。

- (1) 合併
- (2) 私立学校法第50条第1項第1号及び第3

号に掲げる事由による解散

(諮問事項)

第25条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 寄附金の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(評議員会の意見具申等)

第26条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の解任及び退任)

第27条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (3) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第28条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分つて基本財産、運用財産の二種とする。

- 2 基本財産、運用財産は、私立学校法施行規則の規定による区分に従い、財産目録にそれぞれ記載する財産及び将来それぞれの財産に編入される財産をもって構成する。

3 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って、基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第30条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、その一部に限りこれを処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 運用財産のうち積立金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、又は郵便貯金若しくは定期預金とするかして理事長が保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、試験料、国及び地方公共団体からの補助金、真宗大谷派回付金その他の運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(会計)

第34条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第35条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、これにつき監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員

の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第38条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めるとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第39条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第40条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(責任の免除)

第41条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第42条 理事（理事長、専務理事、常務理事、

財務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額(以下「最低責任限度額」という。)を上限にこの法人があらかじめ定めた額と、最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 解散

(解散)

第43条 この法人は、法定の解散事由が発生しなければ解散することができない。

(残余財産の帰属者)

第44条 この法人が解散(合併及び破産による解散を除く。)した場合の残余財産は、理事会の議決を経てすべて真宗大谷派に関係ある学校法人その他教育の事業を行う者に寄附するものとする。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第45条 この法人の寄附行為を変更するには、評議員会の意見を聞いて理事の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 前項の寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第46条 この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

(1) 役員及び評議員の履歴書

(2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、真宗大谷派宗務所掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第48条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管

理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この寄附行為は、文部大臣の認可(1951年2月26日)を受けて、組織変更の登記をした日(1951年3月14日)から施行する。

2 この法人は、第5条に掲げる学校のほか当分の間、学校教育法第98条の規定による大谷大学及び大谷大学専門部を存置する。

3 この法人の組織変更当初の役員は、次の通りとする。

理事長	浅平宗成
理事	長 靈観
同	白城真寿
同	山口 益
同	大須賀秀道
同	神野金之助
同	松居庄七
同	伊藤伝七
同	近藤友右衛門
同	津田三郎
同	岩田宗次郎
同	岩田宗太郎
同	水戸憲道
同	伊藤佐平
同	田代重三
監事	佐野真次郎
同	長野仙之助

4 前項の役員は、この寄附行為の認可後速かに役員が選任されるまで、第7条、第8条の規定にかかわらずこの法人の役員となる。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(1952年7月14日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(1958年8月28日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(1966年1月25日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(1969年2月27日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(1970年2月9日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(1972年11月17日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1974年2月27日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会の議決の日（1982年3月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1982年5月4日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1991年12月20日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1992年12月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1995年3月16日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1998年12月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（1999年10月22日）から施行する。

附 則

（施行期日）

2000年2月3日文部大臣認可のこの寄附行為は、2000年4月1日から施行する。

（九州大谷短期大学の国文学科の存続に関する経過措置）

九州大谷短期大学の国文学科は、改正後の寄附行為第5条3号の規定にかかわらず2000年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2004年3月2日）から施行する。

附 則

（施行期日）

2004年5月24日理事会議決のこの寄附行為は、2005年4月1日から施行する。

（九州大谷短期大学の日本語コミュニケーション学科の存続に関する経過措置）

九州大谷短期大学の日本語コミュニケーション学科は、改正後の寄附行為第5条3号の規定にかかわらず2005年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2005年8月23日）から施行する。

附 則

（施行期日）

2006年3月23日理事会議決のこの寄附行為は、2006年4月1日から施行する。

（大谷大学短期大学部幼児教育科の存続に関する経過措置）

大谷大学短期大学部幼児教育科は、改正後の寄附行為第5条第2号の規定にかかわらず2006年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

（施行期日）

2007年3月23日理事会議決のこの寄附行為は、2008年4月1日から施行する。

（大谷大学文学部史学科の存続に関する経過措置）

大谷大学文学部史学科は、改正後の寄附行為第5条第1号の規定にかかわらず2008年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

2008年3月27日理事会議決のこの寄附行為は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2008年5月12日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（2011年5月16日）から施行する。

附 則

2017年3月22日理事会議決のこの寄附行為は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（2019年5月21日）から施行する。

附 則

2020年2月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年4月1日から施行する。

附 則

2020年7月30日理事会議決のこの寄附行為は、2021年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2021年8月27日）から施行する。

（大谷大学大学院文学研究科の存続に関する経過措置）

大谷大学大学院文学研究科は、改正後の寄附行

為第5条第1号の規定にかかわらず2022年3月31日に当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

2023年3月24日理事会議決後のこの寄附行為は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（2023年10月20日）から施行する。

附 則

2024年3月25日理事会議決後のこの寄附行為は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（2024年5月16日）から施行する。